



平成27年 5月13日

各 位

会社名 中央化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 水野 和也
(コード番号 7895)
問合せ先 管理本部 管理部長 遠藤 勇一
役職 氏名
電 話 048-540-2820

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された改正会社法により、責任限定契約を締結できる範囲が変更になったことに伴い、「取締役の責任免除」を定めた第32条第2項及び、「監査役の責任免除」を定めた第44条第2項に所要の変更を行うものであります。

なお、第32条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第31条 (条文の記載省略) (取締役の責任免除) 第32条 (条文の記載省略) 2 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第33条～第43条 (条文の記載省略)	第1条～第31条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第33条～第43条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 (条文の記載省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の最低責任限度額とする。</p> <p>第45条～第52条 (条文の記載省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の最低責任限度額とする。</p> <p>第45条～第52条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成27年6月24日 (水)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成27年6月24日 (水)

以 上